

「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」公募型プロポーザル募集要項

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

この要項は、徳島県教育委員会が、県内の児童生徒を対象とした「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」の委託先選定のために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

第1 募集の内容

1 業務名

こどもの居場所づくり支援体制強化事業

2 事業の目的

本事業は、こども家庭庁「こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱」（NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業）に基づき実施するもので、不登校やひきこもり等の背景にある様々な環境的・福祉的課題に着目し、学校外における「安心・安全な第3の居場所」を確保するものである。

徳島県教育委員会が実施する「こどもステーションとくしま」の一環として、NPO法人等の民間団体と連携し、不登校やひきこもりがちな児童生徒に対し、「こころの居場所・学びの場」を提供し、多様な活動と包括的な支援を通じて、悩みや不安の解消、自己肯定感の向上を図り、社会的自立につながるよう支援する。

3 対象者

県内の公立小学校・中学校・高等学校に通う不登校及び不登校傾向の児童生徒

4 業務内容等

別紙「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」委託業務仕様書のとおり。

5 業務期間

契約締結の日（令和8年7月上旬を予定）から令和9年2月28日まで。

6 実施方法

公募型プロポーザル方式

7 委託予定団体数

最大4団体とする。

8 委託料上限

1団体当たり810,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※委託料は500,000円以上であること。

※対象経費は、事業実施に直接必要な経費（人件費、会場使用料、消耗品費、旅費、通信費、備品購入費、広報費等）に限る。

※本事業は、こども家庭庁の補助金を活用しており、当該補助金の交付決定がされない場合等には、当該委託契約の全部又は一部を解除する場合がある。

第2 参加の要件

本プロポーザルに参加し、企画提案書を提出する者（以下、「提案者」という。）は、本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- 2 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置の対象となっていない者。
- 3 役員に、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1)破産者で復権を得ない者
 - (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - (1)会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - (2)民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 6 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないとして認められる者でないこと。
- 7 国税及び地方税等を滞納していないこと。

第3 参加申込手続

- 1 提出書類
 - (1)参加申込書(様式第1号)
 - (2)公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)
 - (3)法人等の概要が分かる書類（法人のパンフレット等）※提出は任意
- 2 提出部数
1部
- 3 提出期限
令和8年6月3日(水) 午後5時必着
- 4 提出場所 徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
E-mail:i_fu_taisaku@g.tokushima-ec.ed.jp
- 5 提出方法 持参又は郵送（電子メール可）により提出
なお、郵送の場合は、電話連絡の上、「簡易書留」とすること。
- 6 参加の承認 令和8年6月5日（金）までに、電子メールにより連絡するとともに、令和8年6月5日付けで通知文書を発送する。

第4 企画提案書等の提出手続

1 提出書類

- (1) 企画提案書かがみ文（様式第3号）
- (2) 企画提案書（様式第4号）
- (3) 見積書（様式第5号）
- (4) 履歴事項全部証明書の写し（※法人の場合）
- (5) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等
- (6) 直近の事業年度の事業報告書及び収支決算書等
- (7) 役員名簿

2 提出部数

7部（1部は「正本」、6部「副本」（コピー可））

3 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時必着

4 提出場所

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

5 提出方法

持参又は郵送により提出

なお、郵送の場合は、電話連絡の上、「簡易書留」とすること。

6 留意事項

- (1) 企画提案書の内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。また、見積書の内訳は、企画提案書の内容に基づくものとする。
- (2) 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（誤字・脱字等軽微な場合を除く）。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。
- (4) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 失格又は無効

次のいずれかに事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ 本募集要項に違反すると認められた場合
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正な行為が認められた場合
- オ その他委託者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(7) その他

- ア 参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場

合は、参加を辞退したものとみなす。

イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって本募集要項の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出された企画提案書等は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式7号）を、令和8年6月12日（金）午後5時までに、いじめ・不登校対策課に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、併せて電話連絡すること

第5 質疑の受付及び回答

質疑は、募集要項・仕様書・企画提案書作成に関する内容に限る。

質問書（様式第6号）により行うものとし、令和8年5月27日（水）午後5時まで電子メールで受け付ける。回答は県ホームページに掲載する。

第6 受託候補者の選定

参加申込書の提出者のうち、企画提案書等を期限までに提出した者を対象とし、最大4団体を受託候補者として選定する。

第7 選定委員会

1 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、書面審査を実施する。

2 選定委員会は、「審査基準」（別添）に基づき、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。

3 選定委員会は4名以上で構成するものとする。

4 審査の観点

(1) 事業目的、事業内容を十分理解した実施計画となっていること。

(2) 事業推進の方法、内容等が具体性、専門性、実現性に優れていること。

(3) 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。

(4) 事業を遂行するための知識及び経験を有していること。

(5) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

5 選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

また、業務受託候補者の名称等については、徳島県のホームページにおいて公表する。

なお、経過、順位等の公表・開示及び選定結果に対する質問や異議申し立ては一切受け付けられないものとする。

第8 日程

令和8年5月20日(水)	募集開始
令和8年5月27日(水)	質疑の提出締切
令和8年6月3日(水)	参加申込書提出締切
令和8年6月5日(金)	参加承認の通知発送
令和8年6月10日(水)	事業説明会の開催(オンライン)
令和8年6月17日(水)	企画提案書提出締切
令和8年6月29日(月)	選定委員会
令和8年7月1日(水)	結果通知・公表
令和8年7月上旬	委託契約締結及び事業開始
令和8年8月第1週目以降	居場所の開設(こどもの受け入れ開始)

第9 費用負担

企画提案書等作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

第10 契約の締結

- 1 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から受託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- 2 選定された受託候補者は、委託者と企画提案書及び仕様書等の内容を確認し、契約締結の協議を行うものとし、委託者と受託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結することとする。
- 3 関係法令の遵守
本業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、関係法令を遵守すること。
- 4 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- 5 守秘義務
受託者は、本委託業務を履行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- 6 個人情報保護
受託者が、本委託業務を履行するに当たって、個人情報を取扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 7 情報セキュリティの確保
受託者が、本委託業務を履行するに当たって、パーソナルコンピュータ等の情報ネットワーク機器により情報を取扱う場合には、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

8 契約保証金

契約保証金は免除する。

第 11 事業説明会の開催

本事業の内容及び公募手続きに関する説明会を次のとおり開催する。

1 日時

令和 8 年 6 月 10 日（水）午前 11 時から（1 時間程度を予定）

2 開催方法

オンライン会議システムによるリアルタイム配信

※URL 等は参加申込者に別途通知する。

3 対象者

本プロポーザルへの参加申込書（様式第 1 号）を提出した団体とする。

4 申込方法及び参加義務

本プロポーザルへの応募を予定している団体は、原則として本説明会への参加を必須とする。参加申込書の提出をもって、説明会への出席希望とみなす。

ただし、やむを得ない理由により当日出席できない場合は、必ず令和 8 年 6 月 9 日（火）午後 5 時までに事務局へ電子メールで連絡すること。

5 その他

説明会当日の資料配布は行わないため、募集要項及び仕様書を準備しておくこと。

第 12 問い合わせ先

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

〒 7 7 0 - 8 5 7 0 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電 話 0 8 8 - 6 2 1 - 3 1 5 8

F A X 0 8 8 - 6 2 1 - 2 8 8 5

メール i_fu_taisaku@g.tokushima-ec.ed.jp